

平成元年六月二十五日 資料

第九十五回研究発表

御歎取番

小杉藤左衛門尉景房の墓

越谷市郷土研究会

理事 山崎 善司

はじめに

越谷市越ヶ谷御殿町に、嘗て、徳川家の御茶屋御殿があつたが。明暦二年、江戸大火の時に江戸城々内も焼失、為に、解体して江戸城の丸御殿として移築された、越ヶ谷の御殿跡地は、御林地と成り「權現林」とも称された。

この地は、會田出羽資久が屋敷であつたが、徳川家康が度々越ヶ谷で鷹狩の節、會田資久屋敷に立寄り、「場所百敷に依り御殿を造り差し出せ」との命に依り、即、屋敷内に、増林の御茶屋御殿を曳き、御駕屋敷等を建てて差し出す。その後、家康は度々御成になり、鷹狩に数百間御泊り有り、資久に御褒美頂戴有りと、この御茶屋御殿の御殿番として、小杉藤左衛門と浜野藤藏の名が見えてくる。初・二代・三代様も度々御成り遊ばされたが、その後次第に同様の御茶屋御殿は廃止となる。越ヶ谷は日光社参の道中故か、その後も修理等行なわれている。明暦の大火灾後、江戸城へ移築されて後は、御見捨跡地となり、御殿番役も無役となつた。後、小杉藤左衛門子孫は江戸に出て、伊賀同心組下となり活躍している。

今、越ヶ谷御殿跡地も、河川の改修や、開発の計画等の話が聞え、消え様としている時、唯一つの証人である、小杉藤左衛門尉景房の墓が、寂しく無縁墓地の中で眠っている。越ヶ谷御殿跡地形あるもので、確証あるものは、この墓のみである。今日、今、文化財として保存せねば、間もなく消滅してしまうぞ有ろう、越ヶ谷御殿跡すら消滅し相うな今日、悔いを千歳に残す事になり兼ねない。一日も早く、文化財の指定をして永久保存して戴き度く念願致し、この文を記す者であります。

御殿裏番小杉之藤左衛門尉景房の墓

一、小杉藤左衛門尉景房の墓

小杉藤左衛門尉景房の墓は、今、越谷市越ヶ谷 五四九、至登山天嶽寺境内、山門前にある無縁墓地の西隅、最後部に置かれてある。

墓石の最初の発見場所は、天嶽寺本堂西側三列目、井橋清兵衛家（現釣清）の墓地の隣に在った。永年、同井橋家では、「理由は知らぬが、この墓の守りを任して来たが、先年墓地の改装に際し、天嶽寺の許可を得て整理し、為に墓石は無縁墓地へ移した」と。

因に、井橋清兵衛家は、「越ヶ谷瓜の蔓」に記載の、越ヶ谷居付百姓十七家中に、井橋市兵衛が見え、その後胤で今もその屋敷跡に居住する、中世より今日迄続く越ヶ谷生え抜きの一家である。

梵 慶安元年戊子十月七日 俗名 小杉藤左衛門尉景房

讚 詔 淨 教 禪 定 門

墓 石 銘 宝 詔 妙 詔 禪 定 尼
梵 延宝 甲寅十月一日 右 同妻

御殿番小杉藤左衛門の由来

小杉藤左衛門尉景房の名は、越ヶ谷御茶屋御殿の名に始まり、御殿の名と共に消えるが、土地の人には余り良く知られていない。

御殿番小杉藤左衛門に付いては、

新改一・534

「新編武藏風土記稿」越谷領越ヶ谷宿の項

市史三・134

文化十二年二月「越ヶ谷御殿跡由緒書上」

ノ・140

文化年中「越ヶ谷町鑑」中の「坦子免許五千坪の内訖」

ノ・140

「御主殿跡御駕捨地」

ノ・469 市

元禄八年検地条目「触書上」二十五ヶ条及び十七ヶ条覚書

史四・46 市

「越ヶ谷瓜の蔓」

史統一104 伝

「西方旧記」吉

伝説・90 系

「越谷の史跡と伝説」越ヶ谷町の項、七、越ヶ谷御殿

譜・末尾附記

旗本会田家々譜

等に依り、ほゞ、その存在が明瞭かと成るが、尚、細部に付いては類推せざるを得ないのが実情である。

1、出白

市史四・66

一、今、野地百姓小杉藤左衛門先祖之儀、小杉藤左衛門尉景房と相名乗、天正以後落去之者出羽・八右衛門等と申合二度御検地請、慶長年中増林より御主殿引、越谷へ造立致候節に浜野藤藏と兩人に而御主殿番勤被仰付、袋町に而除地も罷在候家柄にて御座候。

とある様に、小田原落城以後、越ヶ谷の地に落ちて來た者で、出羽・八右衛門等と申合せ、三度の御検地も請けて居る。慶長年中に増林に在った御主殿を越ヶ谷へ引き、會田出羽屋敷の内に建てる。この時小杉藤左衛門と浜野藤藏との兩人は御主殿番を仰せ仕つたのである。

2、越ヶ谷御殿の成立

越ヶ谷御殿の成立は、慶長九年（一六〇四）に始まる。文化十二年（一八二五）の越ヶ谷御殿跡由緒書上を見ると、

候、江戸御城内に御引移と相成候、右御蹟跡、余外藤石衛門に桂領延西有之候由縄併石家
御林植付に相成候始末御尋ねに付、左に奉申上候、
東照宮様御入国以後江戸表より往還筋之由、武州埼玉郡増林村今字城の上と申処、御遊獵
被為成候節、御休息御泊等被為候御殿有之候所、慶長年中より当道中筋御引通し當時之往
還筋に相成候間、右増林之儀片遠所に付、同九辰年越谷町地同所裏に西瓦荒川堤之辺一通
御引移被遊、

夫より、御一代將軍様、御二代將軍様、御四代將軍様迄御鷹野被為成候節御廻館被為遊候
御殿に付、居付百姓之内浜野藤右衛門・小杉藤左衛門と申者兩人に而御殿番併御賄遺貞御
預被為仰付相勤候者にて候、

尤、御殿番屋敷之儀は表役之儀為相不申候、然所明暦二酉年江戸大火に付、乍忠御城内に
御引移被為遊候に付、御殿地跡之儀其原御繩除被為置下申之所、寛文五年東年御檢地之節
御繩入、御守殿跡四畝二十六歩、御除地と相成、其余は上烟請之被仰付、右御殿番屋敷之
儀は一同御伝馬屋敷に相成申候、

右御主殿は慶長九年年増林村より越ヶ谷江引ケ申候、然ル処、明暦二酉年、江戸大火事
にて、而、御城焼失之節同年仮御殿に引申候、(明暦三年より宝曆十二年迄百五十七年に成)
相成り申候、慶長九年年より宝曆十二年迄百五十七年に成)

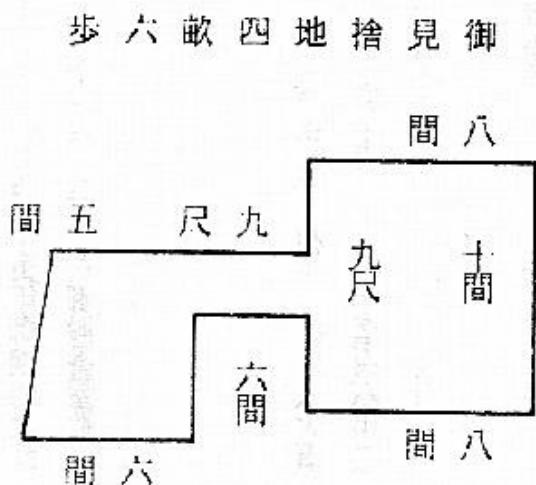
一、古城之跡そ外名譽之人之屋敷併川欠山崩れ変地之場無御座候、

かくて、越谷御殿は慶長九年（一六〇四）徳川家康の命に依り、増林村に有つた御茶屋御殿を越ヶ谷本町裏に引越したと記されている。

家康は、その後鷹狩りと称して度々御成りになり、二代秀忠・三代家光も度々見えるている。

その後、次第に同様の御茶屋御殿は廃され、寛文二年（一六六二）の御検地の時に、御殿跡地は四畝二十六歩のみと成り、他は上畠地と成る。

御殿番屋敷は背伝馬屋敷となり、御殿番の小杉藤左衛門と浜野藤威一人の相持ちとなる。



市史三・134
ノノ・140

*註、御主殿御跡地の敷歩が、越ヶ谷鑑には四畝八歩・書上書には、四畝二十六歩と有り、この違ひの理由は、不明なれども恐いづは、検地の時の違ひでは無いかと思はれる。

市史二・471

因に、寛文二年の検地の時、一間がそれ迄は六尺二寸の處、六尺一分とされ、嚴密に検地請され、民間は寸尺迄細く書上げ、「寺社領検地之儀、地境不分明之所は寺社領へ一切竿不可入、寺社領分出歩有之候共其通り而可差置事」と有る事に因る。

続市史・104

*註、御茶屋御殿の在った場所が、書上書には、「増林村今字城の上」と在るが、西方旧記

市史三・134

には、「増林村林泉寺境内に御茶屋御殿之有、觀音堂建處御殿跡有る可成之、今、御殿境内と記す石杭有之由」尚、石杭は記載の如く林泉寺境内から発見されて居る。

一、中町大屋敷會田五郎兵衛儀、正徳年中より享保初年（一七二一～六）に至り退転に及候に付、大沢町嶋根喜兵衛方に而享保年中より所持之、代名主・問屋差出し相勧來候、元来、會田出羽事は海野小太郎之子孫に而信州會田より、天正年中（一五七三～九）越谷村へ蟄居、越谷領一円を所持致居候処、元和之御検地に而百姓姓名所に請、枝郷分ケ村も出来致候、

越谷御殿江御三代様迄被為入御候節には出羽妻子共御出迎等仕品々被下置候品物多、其の上宇都官御騒動之節勤功も有之、弟伊右衛門五百石に被召出、御朱印も頂戴致候家柄、三度之御検地共内出初之故、打出五郎兵衛と申、駿廻遠者に付頂戴之地頭、故有之百姓平地に相成り申候後、無程退転仕候、越谷會田党之本郷也、

之如く、會田出羽家は、海野小太郎の子孫にして、信州會田より來り住して、いたが、天正年中に蟄居となる、越谷領を一円に所持していたが、元和の検地の時に、百姓地としての名所請けとなる。越谷郷は枝郷や別ヶ村も出来て本郷のみと成る。

越谷御殿に、家康初め一代様・二代様・三代様・四代様迄、度々薦狩りに御成り、御泊りに成った時に、會田出羽妻子共に御迎えに出、仕えたにより色々の品々を頂戴した。その上、宇都官騒動の時に功劳有るに依り、出羽は召し出されたが辞退し、替つて弟伊右衛門五百石にて召し出され、御朱印も頂いた家柄である。

三度の検地とも打出屋敷と云われた地も、御褒美に頂戴した地面も、故有つて召し上げとなり、平百姓地としての貢納の地となり、それから程なく没落し越ヶ谷の地を去った。越ヶ谷に数多く居る會田家の本家である。

4、小杉藤左衛門と浜野藤藏

市史四・66 一、慶長年中増林より御主殿引、越谷へ造立致候節に浜野藤藏と兩人に而御主殿番勤、袋町
二而除地も罷在候家柄にて御座候。

市史四・66 一、御殿地仕守之儀は、小杉藤左衛門・浜野藤藏相勤申候、此者儀本町西名主と申、稻荷除
地も頂戴致候者、旧家之兩人也。

市史四・46 一、御殿地之儀、本町裏に而有之御取扱後御林と相成申候、御殿番之儀は浜野藤藏・小杉藤
左衛門兩人に而相勤申候、藤藏屋敷表御門通り也、藤左衛門屋敷 御裏門通り、右兩人番
中は除地も而有之候由、

市史四・57 一、百姓十七家之内 浜野藤一郎・小杉藤左衛門

市史四・59 一、御殿番 無役 藤左衛門・久五郎

市史四・66 一、同御殿番屋敷之儀、藤左衛門代々所持之半軒、(マ)

風土記(535) 越ヶ谷領ノ項 越ヶ谷宿 御主殿跡宿ノ亥ノ方ニアリ、慶長ノ頃ヨリノ御殿ナリ
シガ、明暦二年江戸ノ回録ニテ御城ノ内モ焼失アリタリシニヨリ、御仮殿ノ地へ移サセラ

レ、其ノ跡御林トナリ、当所ノ民小林（小杉？）藤左衛門・浜野藤藏一人御林守タリシガ
、元禄八年検地ノ時貢税地トナリ、御膳所ノ跡ノミ御林ヲ存セリ、今ニ御守殿跡又權現林
トモイエリ。

とある様に、小杉藤左衛門・浜野藤藏二人共越ヶ谷町草創の大家にして、徳川家康の命に依
り、慶長九年（一六〇四）に増林村の御茶屋御殿を、會田出羽屋敷の地内に引き、御賄屋敷等
建て、御殿を造営して、差し出した時からの功労者である。

其の為に、小杉藤左衛門尉景房と浜野藤藏の兩人は、御殿の番人を命ぜられ、除地等も頂戴
している。

會田出羽資久は、屋敷地を御殿として差し出し、自分は袋町に移り住んだ為に、御褒美とし
て一町歩の地面を頂戴し、御留守居役を仰せ付けられている。尚、浜野藤藏は表御門通り、に
小杉藤左衛門は御裏門通りに屋敷地を頂戴している。

明暦三年（一六五七）江戸の大火の時、江戸城内も焼失したので、御殿を引き移し、二の丸
仮御殿として建てられた。

御殿地跡は江戸城移転の後も、其の後に除地として残したが、寛文二年（一六六二）の検地
の時に到り、御守殿跡四畝二十六歩御除地と成り、其の外は上畠地とされた。御守殿跡は、其
の後は木が植えられて御林となり權現林と云われ、小杉藤左衛門・浜野藤右衛門は続いて御林
守りであった。

御殿番屋敷は、この検地により皆一同に御伝馬屋敷と成了た。小杉藤左衛門・浜野藤右衛門、両人の相持ちの名所と成り、宿役も宿並みに勤める。

然る處、元禄八年（一六九五）御検地の時には、御殿跡地は前々の如く、御殿番屋敷は藤右衛門・伴源助、小杉藤左衛門・伴藤兵衛兩人が、御伝馬屋敷半軒株死、田畠も共に御繩を受け無事相続した事になる。

5、元禄八年の検地

市史二・256

一、今度武藏国村々検地入に付、惣奉行併役人竿取等迄堅誓紙可仕候、田畠位付正路繩自延縮無様に随分入念可、且又百姓非無之様作毛不躊躇様可心付事、

市史二・270

一、検地案内之者之儀、其村々名主年寄百姓又は小百姓中に而も吟味之上五・七人も申付少々之所にても地面引落間數候、併繩手者召遣等迄若非儀有之ば、早速惣奉行へ可訴可案内者誓紙前書に可為書入事、

一、間竿之儀は、六尺一分之積、武間竿たる可、但毫間に毫分宛可加へ来条、長等丈武尺竿以可打、勿論毫反歩は三百坪たる可、

一、今度検地之儀、半間迄に而尺寸打に不及、然と雖も、田畠堅横之広狭に隨或平均間等にて致候、尺迄は用歩詰り之勘定に入之、堅横之間數水帳に青付候には半間迄記之、野帳には見積之儀致断書、案内者併地主右之旨可申渡事、

附、詰之儀は四厘迄は拾五厘より走歩に可入事、

一、検地可入村々繩手者共相越、古間之町歩耕地切に寄立帳面に記之素内者召連地所よ村境大通り遂見分致繩初候心得に成候様に可仕候事、

(中略)

市史二・471

一、寺社領入組之村検地之儀、地境分明之所は寺社領へ一切竿不可入、若境自不分明竿入候はば不叶所は検地に而致吟味、寺社領分出歩有之候共其通りにて可差置事、
附、御料之小物成場有之而、他領依入候共反歩等不分明所、致検地水帳に可書付事、
一、御朱印地之外寺社領又は前々依除來候場所は、或は掌官免田畠閑守渡守等之給田等も、
古水帳末に細覚書に記之御勘定所へ可得下知候、併百姓居屋敷或は立山竹木林除來候分明有之右同断之事、

(以下略)

市史二・473

幕府は又、この検地条目と同時に、一七箇条に渡る覚書を発した、西芳村「触書上」に記載の覚書を掲げる。

一、村々に有之上田地屋敷御私に被成候間、検地入地主不付可被差置事、
一、御殿屋敷は御主殿跡致検地除外書に残分、致検地高に可入申候、四壁竹木材払いに罷成候間、惣構共検地可致事、

(中略)

一、伊奈傳前守書出所持、除地所持之者有之候、此度は不致致検地由緒書出候等覚書認可被相伺候事、

(以下略)

かくの如く、元禄八年（一六九五）の検地は、厳しいもので有つた。

この検地に依り、御殿跡地は御見捨地、四畝、十六歩と成り。（明暦三年、四畝八歩）

會田出羽屋敷は、検地衆との争論事件に起因し、家康公御墨付き壹町歩の所、御代々様の御書添え無き為に御取り上げに成らず、三町五反余歩とされ、皆百姓地として御縄を請ける様、厳しく打立てされた。この一件以後、越谷宿は一体にす詰まりに成ったと云う。

御殿番屋敷は、伝馬屋敷として、小杉藤兵衛、浜野源助両名が、半軒宛持ち、その他の除地は、出畠として御縄を請ける。

註、「百姓地・伝馬屋敷・御縄請地等に成る」とあるのは、今は年貢相当分が給料として頂戴して居たものが、この次からは、年貢を納めなければ成らぬ、土地に変更されたと言う事で、本人達に取つては、死活に関わる厳しい達示である。

*瓜の蔓に、「中町分名主は（中略）御検地奉行衆……陪臣と毎騎馬黒縮緼之頭巾に而出迎致候而及爭論候因事起、下略」この事件に起因して、「無程五郎兵衛儀は及退転候」如く「町家百姓之没落は取止延無之候」と謨かせて居る。

々元屋敷株田畠質流に相成、江戸表江寵出御奉公相勤寵在候、

乍然御番屋敷跡百姓地に相成候、源助名所半軒株之儀、地守は市兵衛と申者江種置同藤
藏地へ入候處、右藤藏死後、伴丈太郎名所に相成持伝候得共、天明八年右半株之儀白
姓吉兵衛せがれ清兵衛方へ質流地仕候所相違無御座候、

尤藤左衛門せがれ藤兵衛儀半株之儀、延享十四年十月中古兵衛方へ質流地仕置候縁にて而
丈太郎方より吉兵衛方へ質入候始末に御座候、（以下略）

市史四・66
一、西名主浜野藤次郎、越谷宿草創之名主にて而、元禄年中藤右衛門と申勤候處、せがれ藤
五郎不届之儀有之、於六本木獄門と被仰付、不存龍在候其名主役相勤候身分て而取締方不行
行廻旨、役儀御取放有之、八右衛門一人名主に相成り申候、其後浜野十次郎と申、江戸表
に而御賄方下役相勤寵在候、

市史四・66
一、浜野藤右衛門屋敷之儀、退転後半軒宛品々相渡り、當時境屋主古兵衛、二河屋下田源次郎
両人に而半軒宛所持被在候、（以下略）

市史四・135
一、五郎兵衛屋敷・吉兵衛屋敷・（ママ）屋敷・藤藏屋敷、四ヶ所共、塙屋主古兵衛中古より
追々所持致、（中略）

附、浜野十次郎と申御賄方役人にて江戸江寵出勤居申候、

市史四・73
一、（前略）町家由姓之役落は取止処無之候、

元禄八年（一六九五）の検地は、土地税制の大変革をもたらした。御縄人の縄の寸法が、六
尺一分と定められて、検地された為に大変な歩きとなり、その上除地の境や道等を更直し、又
伊奈家等の書付の有る除地も検地を譲け、御殿地跡等は建物跡のみ御見捨地として除かれ、そ

の余は残らず御年貢地となる。

越ヶ谷では、會田出羽家は伊奈家添え書きの一町歩（三千坪）の除地の所、御縄請地となり三町五反余（壹万五百坪余）の御年貢地とされた為に立ち行か無くなり、間も無く没落して退転した。

御殿番の、小杉藤左衛門・浜野藤蔵家は、御殿番併せて御賄屋敷の道具御預り役相勤て居たが、明暦二年（一六五七）の江戸大火に、御城内も焼失したので御殿御引移し、御殿跡は、御主殿跡のみ御除地にて御林と成り、其の外は上畠と成り、御殿番屋敷は、伝馬屋敷と成り両人が半軒宛所持と成る。

宿役は、宿並みに勤めて居つた所、元禄八年（一六九五）御林番は形の如く、御殿番屋敷は浜野藤右衛門のせがれ源助が、小杉藤左右衛門せがれ藤兵衛の両人が伝馬屋敷を半軒株宛、田畠も共に御縄請けをした、親の藤右衛門は越谷宿役人の内西名主で、屋敷田畠合計一町八反四畝歩外に稻荷除地は二十八歩、草錢場五反八畝四歩共に藤助の所持なる処、酒狂い不拘故役勤成り難く、元禄十四年盜賊の頭取を致し召し捕られ、六本木にて獄門仕置きとなる、為に西名主は八右衛門に渡る。

宝永・正徳年間（一七〇四～一五）追々に元屋敷株田畠質流れと成り、御殿番屋敷は、藤蔵死後、伴丈太郎名所と成り、天明八年（一七八七）右半株は吉兵衛せがれ清兵衛へ質流れとなる、丈太郎は江戸に出奉公相勤となる。

小杉藤左衛門の伴藤兵衛は、御殿番屋敷の半株は、延享二年（一七四五）吉兵衛方へ質流れとなり、江戸へ出て御奉公相勤となる、

7、江戸での活躍

旗本会田家々
譜 末尾附記

小杉 藤左衛門

子孫 小杉 藤兵衛

本所猿江菊川町
伊賀同心

浜野 藤蔵

子孫

深川伊勢崎町

加番

御庄舗御用人御勤罷成候

浜野丈太郎

様

市ヶ谷下村元年御代官御勤罷成候

会田 伊右衛門

様

是ハ別紙ニ破書有之候、

越ヶ谷御殿番

小杉 藤左衛門 子孫

越ヶ谷町百姓

藤左衛門

本番

拝領之唐銅釜御紋付、大サ五尺四方程

是は只今以不相知

外に拝領物當時有之候

御煙草盆一ツ是は當時

御家人

小杉丹次様 所持仕

御茶壺一ツ是は當時

藤左衛門

所持仕

御茶釜一ツ

同 所

御南京焼 拾人前内 五人前

五人前

御家人

小杉丹次様 所持仕

文政十丁亥年五月对朔日

写之

会田秀太郎資義之書

以上、旗本会田家々譜の末尾附記で有るが。

是によると、小杉藤左衛門・浜野藤藏の子孫が越ヶ谷にて没落し、江戸へ出、旗本会田伊右衛門家を頼り、それぞれの役に付き活躍して居た事が窺う事が出来る。

以上

終りに

私が、越谷市内の天獄寺境内の墓地で、小杉藤左衛門尉景房の墓を発見したのは、昭和四十八年頃の事である。当時私は、越ヶ谷會田出羽家についての研究で、寺に良く行つては、墓石ばかり見ていたものである。

小杉藤左衛門尉景房の墓を発見したのは極く偶然であった。意外に粗末な墓なので驚いた次第である。調べると、やはり其の末路は栄光の去つた日々であつた事と思はれる。御殿番として華やかな時代を過ごした人だけに、悲哀を感じする墓である。

梵字の下に夫婦の戒名と年号を刻んだもので、小さな字である。俗名小杉藤左衛門尉景房の字が見えなければ、見過して居たであろう。

発見して即、文化財係に報告したが何の音沙汰も無いが、十五年が過ぎ去つた。其の内に隣の墓の持ち主、井橋釤清（釤屋清兵衛家）さんの墓所の改修の際に、遂に無縁墓地に移されて仕舞つたものである。

越ヶ谷御殿跡が河川の改修により、完全に消え様として居ます。御殿跡を証明する物が何も無くなつて仕舞う時、唯一つの証人であるこの人、「小杉藤左衛門尉景房の墓」がこれ又、無縁仏の中で消え様としています。郷土の文化財として永久保存の処置を講ずる事が急務では無いでしょうか。

平成元年一月二十一日

山崎善司記